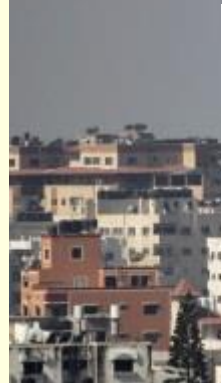


## 4. ヒューマニズムの視点から



戦争と革命の世紀

暴力の世紀





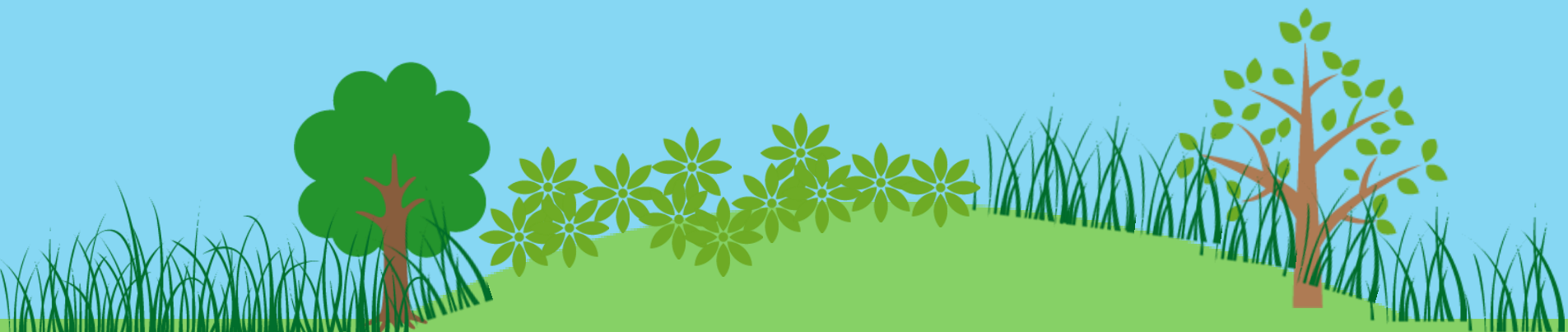
憎悪と暴力から

平和と共生へ

一人の人間の生命を尊重

人間が人間に対する根本  
的態度

ヒューマニズム憲章作成へ





史上最年少でノーベル平和賞の受賞が決まった「マララ・ユスフザイさん」

# 17歳マララさん 平和賞

## ノーベル賞最年少

### 銃撃屈せず 女子教育権利訴え

【オスロ―石川保典】ノルウェーのノーベル賞委員会は十日、二〇一四年のノーベル平和賞に、パキスタンで女性や子どもの教育を受ける権利を訴え、イスラーム武装勢力に銃撃されたマララ・ユスフザイさん（一七）と、英国在住のインドの児童労働問題に取り組む人権活動家カイラシユ・サトヤルティさん（一七）の二人に授与すると発表した。「憲法九条を保持している日本国民」は受賞を逃した。

#### インド人権活動家も



2013年9月、英国パーミンガムの図書館開館式に出席したマララ・ユスフザイさん（ロイター・共同）

マララさんの十七歳での受賞は全六部門を通じて史上最年少。

ヤークラン委員長は、子どもの権利に焦点を当てた理由について「世界の平和的な発展には必須であり、権利の抑圧は、世代を超えた暴力の連鎖につながる」と述べた。



ユティ・カイラシヤルティさん

### 紛争抑止へ子どもの権利

**解説** 今年のノーベル平和賞は、ウクライナ危機やイスラム教スンニ派の過激派組織「イスラム国」との戦いといった国際情勢ではなく、子どもの権利にスポットを当てた。

国連教育科学文化機関（ユネスコ）によると、紛争や貧困や児童労働などを背景に、世界では五千七百万人（二〇一一年）の子どものみが初等教育を受けられていない。

最も多いのがナイジェリ

マララさんは出身地のパキスタン北西部スワト地区で「パキスタンのタリバン運動」が女子教育を禁止していることを十一歳の時にブログで告発。テレビなどで活発にタリバンを批判して「過激派への抵抗のシンボル」となり、同国の国民平和賞を受賞した。

タリバンに殺害を予告されていたマララさんは二〇一二年十月九日、下校中のスクールバスで頭部を銃撃され意識不明に。搬送されたアで一千万人余り、次いでマララさんの出身国パキスタンが五百万人以上、四番目がサトヤルティさんのインド。四分の三をアフリカのサハラ砂漠以南と南アジアが占める。

これらの地域には、民主主義といった西洋的な価値基準を敬視し、女性の権利を過度に抑圧するイスラム過激派の温床となっている国が多い。

さらに教育を受けられないことが貧困や紛争と相ま

一人の子ども、一人の教師、一冊の本、一本のペンが、世界









ملا لہ پوسٹ زنگی







# ヒューマニズム憲章作成にあたって

## ー内容と構成ー

- 10代の少年少女が理解でき、すべての世代の人々をも満足させる内容
- 時間的・空間的な広がりを持つ内容
- 前文、主文、結語の三構成



# ヒューマニズム憲章作成にあたって

## －基本理念－

- 「人間が人間に対する根本的態度」
- 「人間生命の尊厳と平等を守る」

「非暴力を生きる」

「自他ともの幸福を目指す」



# ヒューマニズム憲章作成にあたって

## —行動規範—

- 日常の生活レベルで「人間らしくあることの振舞」として展開
- 人間として、「してはならないこと」
- 人間として、進んで「なすべきこと」





# ヒューマニズム憲章



今日も新しき太陽が昇る。

母なる大地に、そして私たちの心に。小鳥たちは朝の  
歓びを歌い、私たちは人を愛する喜びを詠う。

古来、幾多の人々が求め、夢に見た平和。

世界はいま、その願いもむなしく、憎悪と暴力の闇に包まれ  
ようとしている。

# ヒューマニズム憲章

私たちは核時代に生きる地球市民として

平和のうちに生存する権利を守るために、

人種・民族・宗教・国家などのあらゆる違いを超えて、

人間が人間に対する根本的態度を確認し、

ここにヒューマニズム憲章として定める。



# ヒューマニズム憲章

## 1. 個人の尊厳と平等を守る

- ・人間は人間を、絶対に殺してはならない。
- ・多様性を讃え合い、互いに理解し尊敬しよう。

## 2. 自他ともに幸福を目指す

- ・他者の不幸の上に、自らの幸福を築いてはならない。
- ・生きとし生けるものを慈しみ、苦楽を共に分かち合おう。

## 3. 非暴力を生きる

- ・いかなる目的のためにも、暴力という手段を用いてはならない。
- ・平和と幸福のために、いつでもどこでも誰とでも心を開いて対話しよう。

このかけがえのない地球(ほし)を、平和と共生の光り輝く宇宙のオアシスとして未来に残すために、私は日々の振る舞いの中で憲章の実践を深く心に誓う。



平和的生存権を守るために、



国家的レベルにおいては、  
「憲法第九条」の遵守

個人的レベルにおいては、  
「ヒューマニズム憲章」の実践

を私たちは提案します。